

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第13号

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則を廃止する規則

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による廃止前の大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（以下「廃止前規則」という。）第5条の規定により決定された廃止前規則第1条に規定するみなし適用については、廃止前規則第9条の規定は、なおその効力を有する。

3 廃止前規則第3条に規定する対象事業等の利用に係る令和元年以前の年の所得等の額を算定する場合については、廃止前規則の規定は、なおその効力を有する。

（大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正）

4 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

本則中「（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用を受ける場合を含む。）」を削る。

第6条の3第1号中「（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第39号）によるみなし適用を受ける場合を含む。）」を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条第1号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同号カを削り、同条第1号の2ケを削り、同条第1号の3ケを削り、同条第2号キを削り、同条第2号の2ケを削り、同条第3号ケを削り、同条第4号キを削り、同条第6号キを削り、同条第7号サ及びシを削る。

第10条第1号ク及びケを削り、同条第2号コ及びサを削る。

第18条第3号ケを削り、同条第4号ケを削る。

第23条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「（昭和39年法律第129号）」を加える。

第24条第3号を削る。

第35条第1号の3スを削り、同条第1号の4スを削り、同条第2号シを削り、同条第4号ア中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の次に「（平成18年政令第10号）」を加え、同号キを削り、同条第4号の2サを削り、同条第5号ケを削り、同条第5号の2サを削り、同条第5号の3キを削り、同条第5号の4キを削り、同条第5号の5中スを削り、セをスとし、同条第6号コを削り、同条第7号クを削り、同条第8号コを削る。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

（大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の改正に伴う経過措置）

- 5 附則第3項に規定する場合の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号の利用については、なお従前の例による。

（大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部改正）

- 6 大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成21年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「（当該保護者又は児童と生計を同じくする者が大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第39号）第6条に規定するみなし適用者であって、同条の規定により所得等を算定した場合に市民税が非課税相当となる場合を含む。）」を削る。